

地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程

平成26年4月1日規程第305号

平成27年3月27日改正

平成28年3月25日改正

平成28年12月16日改正

平成30年3月9日改正

平成30年11月9日改正

令和4年6月1日改正

令和4年6月24日改正

令和4年11月4日改正

令和4年11月25日改正

令和5年3月24日改正

令和5年12月15日改正

目次

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 給料（第3条－第14条）

第3章 管理職手当（第15条）

第4章 初任給調整手当（第16条）

第5章 扶養手当（第17条－第23条）

第6章 地域手当（第24条－第25条）

第7章 住居手当（第26条－第27条）

第8章 通勤手当（第28条）

第9章 特殊勤務手当（第29条）

第10章 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当（第30条－第38条）

第11章 期末手当及び勤勉手当（第39条－第50条）

第12章 雑則（第51条－第59条）

附則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第38条第2項の規定に基づき、職員（地方独立行政法人市立吹田市民病院定年前再雇用短時間勤務職員規程第2条の規定により採用された定年前再雇用短時間勤務職員（以下「定年前再雇用職員」という。）を含む。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

2 吹田市からの派遣職員の給与の支給に関する取扱いについては、吹田市職員の例によるものとする。

### (給与の種類)

第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

## 第2章 給料

### (給料)

第3条 給料は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職員の職務の内容、責任の軽重、勤務の強度、勤務時間、労働環境その他勤務に関する条件に応じたものでなければならない。

### (給料表)

第4条 給料表は、次のとおりとする。

- (1) 事務職等給料表（別表第1）
- (2) 削除
- (3) 医療職給料表（一）（別表第3）
- (4) 医療職給料表（二）（別表第4）
- (5) 医療職給料表（三）（別表第5）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

3 理事長は、全ての職員の職務を前項に規定する等級のいずれかに格付けし、第1項

に規定する給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員(定年前再雇用職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員を1の職務の等級から他の職務の等級に異動させる場合、又は1の職務から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職務に異動させる場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

(昇給の基準等)

第6条 職員の昇給は、別に規程で定める日に、同日前2年の期間内において別に定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員(55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては57歳)に達する日の属する年度の末日を経過した職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達する日の属する年度の末日を経過した職員に関する第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、病院の業績に応じて行わなければならない。

(定年前再雇用職員の給料月額)

第7条 定年前再雇用職員の給料月額は、その者に適用される給料表の別に応じた定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額に、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の勤務時間等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 定年前再雇用職員の職務の等級は6等級とする。ただし、退職時に7等級の者については7等級とする。

(給料支給の始期及び終期)

第8条 新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由の生じた職員に対しては、その日から給料を支給する。

2 職員の号給に異動を生じた場合においては、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、職員が死亡したときは、その日の属する月の給料の全額を支給する。

4 前項に規定する場合のほか、職員に給料の支給をやめるべき事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

(給与の減額)

第9条 職員が、勤務時間等規程第3条第2項、第4条第1項、第10条及び別表の規定による勤務時間(以下「所定の勤務時間」という。)中に勤務しないときは、休日(勤務時間等規程第9条に規定する休日をいう。以下同じ。)である場合、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の休暇に関する規程第2条に規定する休暇(理事長が別に定めるものを除く。)による場合その他その勤務しないこと及び給与を支給することにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 職員が、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の育児・介護休業等に関する規程の規定により、所定の勤務時間中に勤務しないときの給与の取扱いについては、同規程に規定する給与の取扱いに基づくものとする。

3 前2項の規定により減額すべき給与額の計算については第36条の規定を準用する。

(病気休暇の場合)

第10条 職員が負傷(業務上の負傷及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この条、次条第1項及び第46条において同じ。))による負傷を除く。)又は疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。)に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を支給する。

(退職者の給与)

第11条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しく

は疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職になったときは、休職の期間中給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患により、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職になったときは、法律に定める場合を除くほか、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由により休職になったときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由により休職になったときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第40条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第49条の規定による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長の定める職員については、この限りでない。
- 6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第41条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第41条中「第39条」とあるのは、「第11条第5項」と読み替えるものとする。

(事務引継等の場合の給料)

第12条 退職した者が法令により、又は特に命を受けて事務引継又は残務整理のため事務に従事する場合においては、その事務が終了する日まで、なお退職した際の給料を日割により支給する。

(給料等の支給及び支給日)

第13条 給料の給与期間は、月の1日から末日までとし、毎月1回その月の月額的全額を支給する。

- 2 前項の給料の支給日は、その月の15日（1月及び5月にあつては、17日）とする。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日を支給日とする。
- 3 初任給調整手当、扶養手当、地域手当（管理職手当に係るものを除く。）及び住居

手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに扶養手当及び住居手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

- 4 管理職手当、地域手当（管理職手当に係るものに限る。）、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、1の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

（給料支給の特例）

第14条 前条の規定にかかわらず、次の各号の事由に該当する場合においては、その際に給料を支給することができる。

- (1) 給料の支給日後において新たに職員となったとき又は職員が給料の支給日前に退職し、又は死亡したとき。
- (2) 職員が疾病、災害、出産、婚礼若しくは葬儀の費用又はやむを得ないものと認められる事由により1週間以上にわたる帰郷をする場合の費用に充てるため、給料の支給期日前に支給の請求をしたとき。

- 2 前項第2号の場合においては、請求があった日までの給料を日割で支給する。

### 第3章 管理職手当

（管理職手当）

第15条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して、その勤務の特殊性に基づき支給する。

- 2 第30条、32条及び第34条の規定は、管理職手当が支給される職員に対しては理事長が定める場合を除き適用しない。

### 第4章 初任給調整手当

（初任給調整手当）

第16条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

### 第5章 扶養手当

（扶養手当）

第17条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次条第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）以外の扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職等給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級である者及び同表以外の各給料表の適用を受ける

職員でその職務がこれに相当する職員（以下「給料表1等級等職員」という。）に対しては、支給しない。

（扶養親族の範囲）

第18条 扶養手当の支給の対象となる扶養親族は、次に掲げる者で、他の生計のみちがなく、主としてその職員（定年前再雇用職員を除く。以下この章において同じ。）の扶養を受けているものとする。

- （1） 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - （2） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - （3） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - （4） 60歳以上の父母及び祖父母
  - （5） 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - （6） 身体又は精神に著しい障害のある者
- 2 前項の扶養親族には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- （1） 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- （2） 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- （3） 前項第6号に掲げる者にあつては、終身労務に服することができない程度でない者

（扶養手当の月額）

第19条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職等給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が2等級である者及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当する職員にあつては、3,500円）とし、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

- 2 特定期間（15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。）にある扶養親族たる子に係る扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず1人につき5,000円を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出）

第20条 扶養手当の支給の原因となる事実が生じた場合、扶養手当の支給の原因となる事実が消滅した場合又は扶養手当の支給の原因となる事実に変更が生じた場合には、職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。ただし、職務に変更があ

つた場合（扶養親族たる配偶者、父母等のある給料表1等級等職員が給料表1等級等職員以外の職員となった場合を除く。）又は扶養親族たる子若しくは第18条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合については、届け出を要しない。

2 前項の届出は、別に定める様式により行わなければならない。

（認定）

第21条 理事長は、職員から前条の届出を受けたときは、当該扶養親族が第18条に定める要件を備えているかどうかを確認し認定しなければならない。

2 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である限り、その者の扶養親族として認定することができる。

第22条 理事長は、前条の認定を行うに当たって必要と認めるときは、扶養事実を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

（扶養手当の支給の支給期間等）

第23条 扶養手当の支給は、扶養手当の支給の原因となる事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当の支給の原因となる事実が消滅した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。ただし、扶養手当の支給の開始に係る第20条の規定による届出が、その原因となる事実が生じた日から15日を経過した後に行われたときは、扶養手当の支給は、届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

2 扶養手当の支給額の改定は、扶養手当の支給の原因となる事実に変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。この場合において、当該変更により扶養手当の支給額を増額する場合については、前項ただし書の規定を準用する。

## 第6章 地域手当

（地域手当）

第24条 地域手当は、給料の支給を受ける職員に対して支給する。

第25条 前条に規定する地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療職給料表（一）の適用を受ける職員には、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支

給する。

## 第7章 住居手当

(住居手当)

第26条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（理事長が定める職員を除く。）に支給する。

第27条 前条に規定する住居手当の月額、次の各号に掲げる職員（定年前再雇用職員を除く。以下この章において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
  - (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- 2 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員住居手当規程で定める。

## 第8章 通勤手当

(通勤手当)

第28条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の理事長が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キ

ロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（支給対象期間内にその月に係る運賃等相当額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る運賃等相当額を55,000円として算出した額を限度とする。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（定年前再雇用職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（支給対象期間内にその月に係る前2号に定める額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る前2号に定める額を55,000円として算出した額を限度とする。）、第1号

に定める額又は前号に定める額

- 3 前項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員通勤手当規程で定める。

#### 第9章 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第29条 特殊勤務手当は、特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について、特別の考慮を必要とする職員に対して、これを給料に組み入れることが困難又は不適當な事情があるときは、勤務の特殊性に応じて支給することができる。

- 2 前項に規定する特殊勤務手当の支給については、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員特殊勤務手当規程で定める。

#### 第10章 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当

(時間外勤務手当)

第30条 時間外勤務手当は、所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、その勤務した時間に応じて支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた医師については、理事長が別に定める時間に応じて支給する。

第31条 前条に規定する時間外勤務手当の支給額は、所定の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

- (1) 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 定年前再雇用職員が、所定の勤務時間が割り振られた日において、所定の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が常勤の職員の1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ勤務時間等規程第3条第2項の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間を超えて勤務時間等規程第3条第1項、第10条及び別表の規定による週休日に勤務時間等規程第4条第1項の規定により所定の勤務時間を割り振られた職員には、当該所定の勤務時間に相当する時間（理事長が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 定年前再雇用職員が勤務時間等規程第3条第1項、第10条及び別表の規定による週休日にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における所定の勤務時間との合計が常勤の職員の1週間の勤務時間に達するまでの間の勤務に対しては、前項の規定は、適用しない。

（休日勤務手当）

第32条 休日勤務手当は、所定の休日において、所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第33条 前条の規定に基づく給与として、休日において所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員（勤務時間等規程第9条第3項の規定により、休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務を免除された者を除く。）には、休日勤務手当を支給する。

## 2 休日勤務手当の支給額は、所定の勤務

時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が12月29日から翌年の1月3日までの場合、理事長が特に認めた職員には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

（夜間勤務手当）

第34条 夜間勤務手当は、所定の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、その勤務した時間に応じて支給する。

第35条 前条に規定する夜間勤務手当の支給額は、所定の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

（時間の計算）

第36条 第31条、第33条及び第35条の規定により、それぞれの手当の額を計算する場合

において、計算の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（それぞれの手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算する。

- 2 前項の場合において、1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（宿日直手当）

第37条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員（医師を除く。）に対して支給する。

第38条 前条に規定する宿日直手当の支給額は、その勤務1回につき5,100円（理事長が指定する宿日直勤務にあつては、13,500円）を超えない範囲内において理事長が定める額とする。

- 2 前項の勤務は、第30条、第32条及び第34条の勤務には含まれないものとする。

第11章 期末手当及び勤勉手当

（期末手当）

第39条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で理事長が定めるものについても、同様とする。

第40条 前条に規定する期末手当の額は、基準日にそれぞれ在職する職員の期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、第47条の適用を受ける職員を除き採用日から基準日までの期間が1箇月未満の職員の割合は零とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 2 定年前再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

- 3 第1項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の

月額合計額とする。

- 4 別表第6の職員の欄に掲げる職員（定年前再雇用職員を除く。）については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に同表の職員の欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の加算割合の欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。
- 5 期末手当に係る在職期間の算定については、就業規則第43条第3項に定める停職であった期間を除算する。
- 6 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、前項に定めるもののほか、理事長が別に定める。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者には、第39条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの

第42条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮（こ）以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、第2項の書面及び第5項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（勤勉手当）

第43条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して支給する。基準日前1箇

月以内に退職し、又は死亡した職員で理事長が定めるものについても、同様とする。

第44条 前条に規定する勤勉手当は、その者の勤務期間及び勤務成績に応じて支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、勤務期間による割合（次条において「期間率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは、「100分の50」とする。

4 第40条第3項及び第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第44条第4項において準用する前項」と読み替えるものとする。

5 第41条及び第42条の規定は、第43条の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第41条中「第39条」とあるのは「第43条」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第43条に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

（期間率）

第45条 期間率は、別表第7の左欄に掲げる基準日以前6箇月以内の期間における勤務期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合とする。ただし、第47条の適用を受ける職員を除き採用日から基準日までの期間が1箇月未満の職員の割合は零とする。

2 勤勉手当に係る在職期間の算定については、就業規則第15条に定める休職及び同規則第43条第3項に定める停職であった期間を除算する。

（勤勉手当の控除）

第46条 職員が第45条に規定する勤務期間において欠勤（所定の勤務時間中に勤務しないため第9条第1項の規定により給与の減額が行われる場合で理事長が定めるものをいう。）又は病気休暇（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）により所定の勤務日に勤務しないときは、勤務手当支給額に180（勤務期間が6箇月未満のときは当該勤務期間の総日数）分の勤務しない日数を乗じて得た額を控除する。

（期間の通算）

第47条 第40条第1項に規定する在職期間及び第45条に規定する勤務期間には、この規

程の適用を受ける職員以外の常勤の職員等としての在職期間及び勤務期間を通算することができる。

(役員を兼ねる職員の期末手当及び勤勉手当)

第48条 職員が法人の役員を兼ねる場合、地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の期末手当及び勤勉手当の合計額に、100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の支給日)

第49条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第8の基準日の欄に掲げる基準日の別に応じ、それぞれ同表の支給日の欄に定める日とする。ただし、支給日の欄に定める日が日曜日等に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日を支給日とする。

2 前項の支給日は、理事長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(端数計算)

第50条 第40条第1項の期末手当基礎額又は第44条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

## 第12章 雑則

(定年前再雇用職員についての適用除外)

第51条 第16条、第17条及び第26条の規定は、再雇用規程の規定により採用された職員には適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第52条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びにその他理事長が定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(出張中の職員に対する取扱)

第53条 業務により出張中の職員に対しては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、支給しない。ただし、第30条、第32条及び第34条までの勤務に服すべき指示を受けて出張した場合は、この限りでない。

(給与からの控除)

第54条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条第1項ただし書の協定をしたものについて行うものとする。

(給与の口座振替)

第55条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(時間外勤務手当等の支給の特例)

第56条 第15条第2項に規定する理事長が定める場合は、法令等に基づく緊急業務(風水害等による非常災害対策の業務に限る。)に対処するため、第30条、第32条又は第34条の勤務をした場合とする。この場合においては、当該勤務をした職員に対し、それぞれの規定に基づく手当を支給することができる。

(委任)

第57条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

改正

平成27年3月27日

平成28年3月25日

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(55歳を超える管理職にある職員の特例)

2 平成30年3月31日までの間、職員(別表に掲げる職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員、再雇用職員及び理事長が定める職員を除く。)のうち、その号給がその職務の等級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第4項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第5項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額及び管理職手当の月額に対する地域手当

の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額及び管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額の合計額）

- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第40条第1項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同表に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第44条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同表に掲げる職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項前段に規定する割合を乗じて得た額）
- (5) 第11条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第11条第1項 前各号に定める額
- イ 第11条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗

じて得た額

ウ 第11条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第11条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第52条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、その額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日の勤務時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（給料の切替え等に伴う経過措置）

5 平成24年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において、廃止前の吹田市病院企業職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の給料表の適用を受けていた職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を減じた額に達しないこととなるもの（再雇用職員及び理事長が定めるものを除く。）には、当該達しないこととなる間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（1）平成26年4月1日から平成26年12月31日まで 100分の6

（2）平成27年1月1日から平成27年12月31日まで 100分の8

（3）平成28年1月1日から平成28年12月31日まで 100分の10

（4）平成29年1月1日から平成29年12月31日まで 100分の12

（5）平成30年1月1日から平成30年12月31日まで 100分の14

6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

7 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

8 前3項の規定による給料を支給される職員についての規程附則第5項の規定の適用については、同項各号に定める金額の計算の基礎となる当該職員の給料月額、給料月額と附則第5項の規定による給料の額との合計額とする。

(委任)

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成27年3月27日)

(施行期日等)

1 この規程は、平成27年3月27日から施行する。

2 改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程(以下「平成27年3月改正後職員給与規程」という。)第28条第2項、別表第1から別表第5の規定は平成26年4月1日から、平成27年3月改正後職員給与規程第44条第2項及び第3項の規定は、同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

3 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 平成27年3月改正後職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成27年3月改正後職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成27年3月27日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
(事務職等給料表、技能職・労務職給料表の適用を受ける職員の号給の改定)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き事務職等給料表及び技能職・労務職給料表の適用を受ける職員の号給は、切替日において、当該職員が新たに給料表の適用を受けた際に初任給として受けた号給の8号給下位の号給を初任給として受けたとした場合に当該職員が切替日に受けることとなる号給(次項において「改定後の号給」という。)に改定する。
- 3 前項に定める職員の改定後の号給の決定は、平成27年3月改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程(以下「平成27年3月改正後職員給与規程」という。)の規定により行う。  
(改正前の規程による初任給に関する措置)
- 4 第2項に定める職員で、改正前の職員給与規程の規定により初任給を受けた職員については、当該職員が初任給として受けた号給に相当する号給として理事長が定める平成27年3月改正後職員給与規程の規定による号給を当該職員が受けた号給とみなして、前2項の規定を適用する。  
(医療職給料表(二)、医療職給料表(三)の適用を受ける職員の号給の改定)
- 5 切替日の前日から引き続き医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の適用を受ける職員で、平成27年1月1日に昇給のあった者の号給は、切替日において、1号給下位の号給に改定する。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(附則第2項及び第5項の規定により号給が改定された職員にあっては、改定後の号給の平成27年3月改正後職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の給料表に定める給料月額)(職員給与規程平成26年4月1日施行附則第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項に規定する給料を加算した額)に達しないこととなるもの(理事長が定めるものを除く。)

には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員給与規程第15条第1項に規定する職員（再雇用職員及び理事長が定める職員を除く。以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

（委任）

- 10 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成28年3月25日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年3月25日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「平成28年3月改正後職員給与規程」という。）の規定は平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 平成28年3月改正後職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（附則（平成27年3月27日）第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、平成28年3月改正後職員給与規程の規定による給与（附則（平成27年3月27日）第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）の内払とみなす。

（委任）

- 4 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成28年3月25日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月16日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年12月16日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「平成28年12月改正後職員給与規程」という。）の規定は平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 平成28年12月改正後職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、平成28年12月改正後職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成28年12月16日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する経過措置）

- 2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）第17条ただし書の規定は適用せず、当該期間に係る改正後給与規程第19条第1項の規定による扶養手当の月額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 改正後給与規程第18条第1項第1号に該当する扶養親族については10,000円とし、同条第1項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）とし、その他の扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）とする。
- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 扶養親族たる子以外の扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円とし、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。
- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職等給料表の適用を受ける職員でその職務の等

級が1等級又は2等級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務がこれに相当する職員にあつては、3,500円)とし、扶養親族たる子については1人につき10,000円とする。

(委任)

- 3 附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成30年3月9日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
(平成30年4月1日における号給の調整)
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、附則(平成27年3月27日)第5項の適用を受けた職員の号給は、平成30年4月1日において1号給上位の号給に改定する。

附 則 (平成30年11月9日)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月1日)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規程により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、137.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「137.5分の10」とあるのは、「80分の5」とする。

附 則 (令和4年6月24日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年6月24日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年11月4日)

(施行期日等)

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

附 則（令和4年11月25日）

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（60歳を超える職員の給料月額の特例）

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）医師または歯科医師

（2）本人の希望により職務の等級を6等級以下に降格した者

（管理監督職勤務上限年齢調整額）

4 就業規則第21条に規定する降格をされた職員であつて、当該降格をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定による給料を支給される職員であつて、当該支給される額と附則第2項の規定により受ける給料月額との合計額がその属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超えるものに対する前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。

附 則（令和5年12月15日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和5年12月15日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年12月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

事務職等給料表

職員の 区分	職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	458,000	407,700	362,300	318,500	263,800	231,800	146,600
再雇用	2	461,100	410,100	364,900	320,700	265,600	233,400	147,700
短時間	3	464,100	412,600	367,400	323,000	267,100	234,900	148,900
勤務職 員以外 の職員	4	467,100	415,000	370,000	325,200	268,900	236,400	150,000
	5	470,100	416,900	371,900	327,400	270,700	237,800	151,100
	6	473,100	419,200	374,400	329,400	272,600	239,400	152,200
	7	476,100	421,300	376,700	331,600	274,500	240,900	153,300
	8	479,200	423,500	379,200	333,800	276,600	242,400	154,400
	9	481,900	425,500	381,700	335,800	278,600	243,700	155,500
	10	485,000	427,600	384,400	338,000	280,600	245,200	156,900
	11	488,000	429,700	387,000	340,000	282,700	246,700	158,200
	12	491,100	431,800	389,700	342,200	284,700	248,100	159,500
	13	493,800	433,500	392,100	344,000	286,600	249,600	160,800
	14	496,100	435,300	394,400	346,000	288,600	250,900	162,300
	15	498,400	437,300	396,600	348,100	290,200	252,200	163,800
	16	500,700	439,300	399,000	350,100	291,800	253,400	165,400
	17	502,800	441,200	400,800	351,800	293,700	254,700	166,600
	18	504,200	443,000	402,800	353,800	295,700	256,300	168,000
	19	505,700	444,800	404,700	355,600	297,800	257,700	169,400
	20	507,100	446,500	406,500	357,500	299,800	259,200	170,800

21	508,300	448,300	408,400	359,500	301,800	260,800	172,200
22	509,700	449,800	410,200	361,400	303,900	262,600	174,700
23	511,200	451,200	412,000	363,400	305,900	264,300	177,200
24	512,700	452,700	413,900	365,300	308,000	266,000	179,700
25	513,800	454,100	415,700	367,300	309,700	267,900	182,200
26	514,900	455,400	417,200	369,200	311,800	269,800	183,900
27	516,100	456,700	418,700	371,200	313,800	271,600	185,600
28	517,300	457,900	420,300	373,200	315,800	273,400	187,300
29	518,300	458,900	421,900	374,700	317,600	275,000	188,800
30	519,200	459,600	423,200	376,500	319,600	276,900	190,600
31	520,100	460,400	424,500	378,300	321,700	278,800	192,400
32	521,000	461,100	425,700	379,900	323,800	280,500	194,100
33	521,800	461,800	426,900	381,700	325,100	281,800	195,700
34	522,700	462,600	428,200	383,100	327,100	283,500	197,500
35	523,400	463,300	429,500	384,600	329,000	285,100	199,300
36	523,900	463,900	430,700	386,200	331,100	286,800	201,100
37	524,600	464,400	431,900	387,600	333,000	288,400	202,700
38	525,200	465,000	432,700	388,800	334,900	290,100	204,500
39	526,000	465,600	433,500	390,000	336,900	291,900	206,300
40	526,600	466,200	434,300	391,100	338,800	293,700	208,100
41	527,100	466,700	434,900	392,200	340,700	295,300	209,800
42		467,200	435,600	393,400	342,600	297,000	211,600
43		467,600	436,300	394,600	344,400	298,500	213,400
44		467,900	437,000	395,700	346,300	300,100	215,200
45		468,200	437,800	396,400	347,800	301,700	216,600
46			438,600	397,100	349,200	303,400	218,400
47			439,000	397,800	350,700	305,000	220,100
48			439,700	398,500	352,200	306,700	221,900
49			440,200	399,100	353,800	307,700	223,500
50			440,600	399,700	354,600	309,200	225,200

51	441,000	400,200	355,800	310,700	226,800
52	441,400	400,600	356,800	312,300	228,300
53	441,800	401,000	357,700	313,900	229,700
54	442,200	401,300	358,800	315,500	231,300
55	442,600	401,600	359,700	317,100	232,900
56	442,900	401,900	360,800	318,600	234,400
57	443,200	402,200	361,700	320,100	235,600
58	443,600	402,500	362,400	321,300	237,100
59	443,900	402,800	363,100	322,500	238,400
60	444,200	403,100	363,800	323,700	239,700
61	444,500	403,400	364,200	324,400	241,000
62		403,700	364,800	325,300	242,000
63		404,000	365,500	326,100	243,000
64		404,300	366,200	326,900	244,000
65		404,600	366,500	327,800	245,100
66		404,900	367,200	328,200	246,200
67		405,200	367,900	328,900	247,100
68		405,500	368,600	329,700	248,100
69		405,700	368,900	330,500	249,000
70		406,000	369,500	331,200	250,400
71		406,300	370,200	331,900	251,800
72		406,600	370,800	332,600	253,300
73		406,800	371,100	333,100	254,600
74		407,100	371,700	333,700	256,000
75		407,400	372,400	334,200	257,400
76		407,600	373,000	334,800	258,700
77		407,800	373,400	335,100	259,800
78		408,100	373,900	335,600	261,100
79		408,400	374,500	336,000	262,500
80		408,600	375,000	336,500	263,800

81			408,800	375,500	336,900	265,000
82			409,100	376,100	337,400	266,000
83			409,400	376,600	337,900	267,200
84			409,600	376,900	338,400	268,300
85			409,800	377,300	338,700	269,300
86				377,800	339,100	270,300
87				378,200	339,600	271,400
88				378,600	340,000	272,500
89				379,000	340,300	273,500
90				379,500	340,700	274,500
91				379,900	341,200	275,400
92				380,300	341,600	276,500
93				380,600	341,800	277,600
94					342,200	278,600
95					342,700	279,500
96					343,100	280,500
97					343,200	281,100
98					343,700	282,000
99					344,100	282,700
100					344,400	283,600
101					344,700	284,600
102					345,100	285,400
103					345,500	286,200
104					345,900	287,000
105					346,400	287,800
106					346,800	288,300
107					347,200	288,700
108					347,600	289,200
109					348,100	289,300
110					348,500	289,700

111					348,800	289,900
112					349,100	290,300
113					349,600	290,500
114						290,700
115						291,100
116						291,400
117						291,700
118						292,000
119						292,300
120						292,700
121						293,000
122						293,400
123						293,700
124						294,100
125						294,200
126						294,400
127						294,800
128						295,200
129						295,400
130						295,700
131						296,100
132						296,500
133						296,700
134						297,000
135						297,400
136						297,700
137						297,900
138						298,200
139						298,600
140						298,900

141								299,100
142								299,500
143								299,900
144								300,200
145								300,300
146								300,600
147								300,900
148								301,300
149								301,500
150								301,700
151								302,000
152								302,300
153								302,700
154								302,900
155								303,200
156								303,500
157								303,800
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		440,600	389,500	356,400	314,700	274,200	254,800	214,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係） 削除

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円

1	597,400	471,100	398,100	335,200	240,400
2	600,400	473,400	401,000	338,200	242,900
3	603,400	475,600	403,900	341,000	245,400
4	606,400	477,900	406,700	344,000	247,900
5	609,400	480,200	409,200	346,700	250,200
6	612,400	482,400	411,800	349,800	252,700
7	615,400	484,600	414,000	352,900	255,200
8	618,400	486,800	416,200	355,700	257,700
9	621,400	488,800	418,600	358,100	260,000
10	624,400	490,900	421,300	360,900	263,800
11	627,400	493,000	423,900	363,600	267,600
12	630,400	495,100	426,600	366,400	271,400
13	633,400	497,200	429,000	369,400	275,000
14	636,200	499,300	431,500	373,000	279,000
15	639,000	501,400	433,900	376,200	283,000
16	641,800	503,500	436,400	379,900	287,000
17	644,600	505,600	438,500	383,300	290,700
18	647,600	507,600	440,900	386,000	294,700
19	650,600	509,600	443,200	388,800	298,600
20	653,600	511,600	445,600	391,500	302,400
21	656,600	513,400	447,200	394,300	306,100
22	659,600	515,200	449,600	396,800	309,600
23	662,600	517,100	452,000	398,800	313,100
24	665,600	519,000	454,300	400,700	316,600
25	668,600	520,700	456,300	402,900	320,200
26	671,600	522,500	458,600	405,200	323,900
27	674,600	524,300	460,800	407,400	327,300
28	677,600	526,100	463,100	409,700	330,800
29	680,600	527,800	465,300	412,000	334,300
30	683,600	529,600	467,600	414,100	336,900
31	686,600	531,400	469,900	416,100	339,500

32	689,600	533,200	472,100	418,200	341,800
33	692,600	534,800	474,100	420,200	344,200
34	695,600	536,600	476,200	422,100	346,200
35	698,600	538,300	478,300	423,900	348,000
36	701,600	540,100	480,400	425,900	350,000
37	704,600	541,700	482,500	427,800	352,300
38	707,600	543,600	484,300	429,800	354,700
39	710,600	545,500	486,100	431,800	356,900
40	713,600	547,400	487,900	433,800	359,400
41	716,600	549,400	489,600	435,600	361,700
42	719,600	551,400	491,400	437,400	364,100
43	722,600	553,400	493,200	439,100	366,500
44	725,600	555,400	495,000	440,900	368,700
45	728,600	557,200	496,600	442,800	370,900
46	731,600	559,100	498,300	444,600	372,100
47	734,600	561,000	500,100	446,400	373,000
48	737,600	562,900	501,900	448,100	374,000
49	740,600	564,900	503,500	449,900	375,300
50		566,600	504,800	451,600	376,700
51		568,300	506,100	453,400	378,200
52		570,000	507,400	455,200	379,700
53		571,700	508,500	457,100	380,900
54		573,400	509,800	458,300	381,900
55		575,100	511,100	459,500	382,900
56		576,800	512,400	460,700	383,800
57		578,500	513,400	461,900	384,700
58		580,000	514,200	462,900	385,600
59		581,500	515,000	463,900	386,300
60		583,000	515,800	464,900	387,200
61		584,500	516,700	465,700	388,000
62		586,200	517,500	466,400	388,900

63	587,900	518,400	467,100	389,700
64	589,600	519,200	467,800	390,500
65	591,300	520,100	468,500	391,100
66	593,000	521,000	469,200	391,600
67	594,700	521,700	469,900	392,000
68	596,400	522,600	470,600	392,500
69	598,100	523,500	470,900	392,800
70	599,800	524,300	471,600	
71	601,500	525,200	472,300	
72	603,200	526,100	473,000	
73	604,900	526,900	473,400	
74	606,600	527,800		
75	608,300	528,700		
76	610,000	529,400		
77	611,700	530,200		
78		531,100		
79		532,000		
80		532,900		
81		533,700		
82		534,600		
83		535,500		
84		536,400		
85		537,200		
86		538,100		
87		539,000		
88		539,900		
89		540,700		

備考 この表は、医師及び歯科医師で別に定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	421,400	379,200	333,500	300,700	263,800	231,800	146,600
再雇用	2	424,500	381,600	335,900	302,900	265,600	233,400	147,700
短時間	3	427,600	384,000	338,300	305,100	267,100	234,900	148,900
勤務職 員以外 の職員	4	430,700	386,400	340,700	307,300	268,900	236,400	150,000
	5	433,600	388,700	343,100	309,600	270,700	237,800	151,100
	6	436,700	391,100	345,500	311,800	272,600	239,400	152,200
	7	439,800	393,500	347,900	314,000	274,500	240,900	153,300
	8	442,900	395,900	350,300	316,200	276,600	242,400	154,400
	9	445,800	398,200	352,700	318,500	278,600	243,700	155,500
	10	448,900	400,600	355,100	320,700	280,600	245,200	156,900
	11	452,000	403,000	357,500	323,000	282,700	246,700	158,200
	12	455,100	405,400	359,900	325,200	284,700	248,100	159,500
	13	458,000	407,700	362,300	327,400	286,600	249,600	160,800
	14	461,100	410,100	364,900	329,400	288,600	250,900	162,300
	15	464,100	412,600	367,400	331,600	290,200	252,200	163,800
	16	467,100	415,000	370,000	333,800	291,800	253,400	165,400
	17	470,100	416,900	371,900	335,800	293,700	254,700	166,600
	18	473,100	419,200	374,400	338,000	295,700	256,300	168,000
	19	476,100	421,300	376,700	340,000	297,800	257,700	169,400
	20	479,200	423,500	379,200	342,200	299,800	259,200	170,800
	21	481,900	425,500	381,700	344,000	301,800	260,800	172,200
	22	485,000	427,600	384,400	346,000	303,900	262,600	174,700
	23	488,000	429,700	387,000	348,100	305,900	264,300	177,200
	24	491,100	431,800	389,700	350,100	308,000	266,000	179,700
	25	493,800	433,500	392,100	351,800	309,700	267,900	182,200
	26	496,100	435,300	394,400	353,800	311,800	269,800	183,900
	27	498,400	437,300	396,600	355,600	313,800	271,600	185,600

28	500,700	439,300	399,000	357,500	315,800	273,400	187,300
29	502,800	441,200	400,800	359,500	317,600	275,000	188,800
30	504,200	443,000	402,800	361,400	319,600	276,900	190,600
31	505,700	444,800	404,700	363,400	321,700	278,800	192,400
32	507,100	446,500	406,500	365,300	323,800	280,500	194,100
33	508,300	448,300	408,400	367,300	325,100	281,800	195,700
34	509,700	449,800	410,200	369,200	327,100	283,500	197,500
35	511,200	451,200	412,000	371,200	329,000	285,100	199,300
36	512,700	452,700	413,900	373,200	331,100	286,800	201,100
37	513,800	454,100	415,700	374,700	333,000	288,400	202,700
38	514,900	455,400	417,200	376,500	334,900	290,100	204,500
39	516,100	456,700	418,700	378,300	336,900	291,900	206,300
40	517,300	457,900	420,300	379,900	338,800	293,700	208,100
41	518,300	458,900	421,900	381,700	340,700	295,300	209,800
42		459,600	423,200	383,100	342,600	297,000	211,600
43		460,400	424,500	384,600	344,400	298,500	213,400
44		461,100	425,700	386,200	346,300	300,100	215,200
45		461,800	426,900	387,600	347,800	301,700	216,600
46			428,200	388,800	349,200	303,400	218,400
47			429,500	390,000	350,700	305,000	220,100
48			430,700	391,100	352,200	306,700	221,900
49			431,900	392,200	353,800	307,700	223,500
50			432,700	393,400	354,600	309,200	225,200
51			433,500	394,600	355,800	310,700	226,800
52			434,300	395,700	356,800	312,300	228,300
53			434,900	396,400	357,700	313,900	229,700
54			435,600	397,100	358,800	315,500	231,300
55			436,300	397,800	359,700	317,100	232,900
56			437,000	398,500	360,800	318,600	234,400
57			437,800	399,100	361,700	320,100	235,600

58	438,600	399,700	362,400	321,300	237,100
59	439,000	400,200	363,100	322,500	238,400
60	439,700	400,600	363,800	323,700	239,700
61	440,200	401,000	364,200	324,400	241,000
62	440,600	401,300	364,800	325,300	242,000
63	441,000	401,600	365,500	326,100	243,000
64	441,400	401,900	366,200	326,900	244,000
65	441,800	402,200	366,500	327,800	245,100
66		402,500	367,200	328,200	246,200
67		402,800	367,900	328,900	247,100
68		403,100	368,600	329,700	248,100
69		403,400	368,900	330,500	249,000
70		403,700	369,500	331,200	250,400
71		404,000	370,200	331,900	251,800
72		404,300	370,800	332,600	253,300
73		404,600	371,100	333,100	254,600
74		404,900	371,700	333,700	256,000
75		405,200	372,400	334,200	257,400
76		405,500	373,000	334,800	258,700
77		405,700	373,400	335,100	259,800
78		406,000	373,900	335,600	261,100
79		406,300	374,500	336,000	262,500
80		406,600	375,000	336,500	263,800
81		406,800	375,500	336,900	265,000
82		407,100	376,100	337,400	266,000
83		407,400	376,600	337,900	267,200
84		407,600	376,900	338,400	268,300
85		407,800	377,300	338,700	269,300
86		408,100	377,800	339,100	270,300
87		408,400	378,200	339,600	271,400

88			408,600	378,600	340,000	272,500
89			408,800	379,000	340,300	273,500
90			409,100	379,500	340,700	274,500
91			409,400	379,900	341,200	275,400
92			409,600	380,300	341,600	276,500
93			409,800	380,600	341,800	277,600
94					342,200	278,600
95					342,700	279,500
96					343,100	280,500
97					343,200	281,100
98					343,700	282,000
99					344,100	282,700
100					344,400	283,600
101					344,700	284,600
102					345,100	285,400
103					345,500	286,200
104					345,900	287,000
105					346,400	287,800
106					346,800	288,300
107					347,200	288,700
108					347,600	289,200
109					348,100	289,300
110					348,500	289,700
111					348,800	289,900
112					349,100	290,300
113					349,600	290,500
114						290,700
115						291,100
116						291,400
117						291,700

118					292,000
119					292,300
120					292,700
121					293,000
122					293,400
123					293,700
124					294,100
125					294,200
126					294,400
127					294,800
128					295,200
129					295,400
130					295,700
131					296,100
132					296,500
133					296,700
134					297,000
135					297,400
136					297,700
137					297,900
138					298,200
139					298,600
140					298,900
141					299,100
142					299,500
143					299,900
144					300,200
145					300,300
146					300,600
147					300,900

	148							301,300
	149							301,500
	150							301,700
	151							302,000
	152							302,300
	153							302,700
	154							302,900
	155							303,200
	156							303,500
	157							303,800
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		440,600	389,500	356,400	314,700	274,200	254,800	214,800

備考 この表は、薬剤師その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	397,000	360,200	312,300	291,800	263,800	231,800	146,600
再雇用	2	400,100	362,600	314,800	294,000	265,600	233,400	147,700
短時間	3	403,200	365,000	317,300	296,200	267,100	234,900	148,900
勤務職 員以外 の職員	4	406,300	367,400	319,800	298,400	268,900	236,400	150,000
	5	409,200	369,700	322,300	300,700	270,700	237,800	151,100
	6	412,300	372,100	324,800	302,900	272,600	239,400	152,200
	7	415,400	374,500	327,300	305,100	274,500	240,900	153,300
	8	418,500	376,900	329,800	307,300	276,600	242,400	154,400

9	421,400	379,200	332,300	309,600	278,600	243,700	155,500
10	424,500	381,600	334,800	311,800	280,600	245,200	156,900
11	427,600	384,000	337,300	314,000	282,700	246,700	158,200
12	430,700	386,400	339,800	316,200	284,700	248,100	159,500
13	433,600	388,700	342,300	318,500	286,600	249,600	160,800
14	436,700	391,100	344,800	320,700	288,600	250,900	162,300
15	439,800	393,500	347,300	323,000	290,200	252,200	163,800
16	442,900	395,900	349,800	325,200	291,800	253,400	165,400
17	445,800	398,200	352,300	327,400	293,700	254,700	166,600
18	448,900	400,600	354,800	329,400	295,700	256,300	168,000
19	452,000	403,000	357,300	331,600	297,800	257,700	169,400
20	455,100	405,400	359,800	333,800	299,800	259,200	170,800
21	458,000	407,700	362,300	335,800	301,800	260,800	172,200
22	461,100	410,100	364,900	338,000	303,900	262,600	174,700
23	464,100	412,600	367,400	340,000	305,900	264,300	177,200
24	467,100	415,000	370,000	342,200	308,000	266,000	179,700
25	470,100	416,900	371,900	344,000	309,700	267,900	182,200
26	473,100	419,200	374,400	346,000	311,800	269,800	183,900
27	476,100	421,300	376,700	348,100	313,800	271,600	185,600
28	479,200	423,500	379,200	350,100	315,800	273,400	187,300
29	481,900	425,500	381,700	351,800	317,600	275,000	188,800
30	485,000	427,600	384,400	353,800	319,600	276,900	190,600
31	488,000	429,700	387,000	355,600	321,700	278,800	192,400
32	491,100	431,800	389,700	357,500	323,800	280,500	194,100
33	493,800	433,500	392,100	359,500	325,100	281,800	195,700
34	496,100	435,300	394,400	361,400	327,100	283,500	197,500
35	498,400	437,300	396,600	363,400	329,000	285,100	199,300
36	500,700	439,300	399,000	365,300	331,100	286,800	201,100
37	502,800	441,200	400,800	367,300	333,000	288,400	202,700
38	504,200	443,000	402,800	369,200	334,900	290,100	204,500

39	505,700	444,800	404,700	371,200	336,900	291,900	206,300
40	507,100	446,500	406,500	373,200	338,800	293,700	208,100
41	508,300	448,300	408,400	374,700	340,700	295,300	209,800
42		449,800	410,200	376,500	342,600	297,000	211,600
43		451,200	412,000	378,300	344,400	298,500	213,400
44		452,700	413,900	379,900	346,300	300,100	215,200
45		454,100	415,700	381,700	347,800	301,700	216,600
46			417,200	383,100	349,200	303,400	218,400
47			418,700	384,600	350,700	305,000	220,100
48			420,300	386,200	352,200	306,700	221,900
49			421,900	387,600	353,800	307,700	223,500
50			423,200	388,800	354,600	309,200	225,200
51			424,500	390,000	355,800	310,700	226,800
52			425,700	391,100	356,800	312,300	228,300
53			426,900	392,200	357,700	313,900	229,700
54			428,200	393,400	358,800	315,500	231,300
55			429,500	394,600	359,700	317,100	232,900
56			430,700	395,700	360,800	318,600	234,400
57			431,900	396,400	361,700	320,100	235,600
58			432,700	397,100	362,400	321,300	237,100
59			433,500	397,800	363,100	322,500	238,400
60			434,300	398,500	363,800	323,700	239,700
61			434,900	399,100	364,200	324,400	241,000
62			435,600	399,700	364,800	325,300	242,000
63			436,300	400,200	365,500	326,100	243,000
64			437,000	400,600	366,200	326,900	244,000
65			437,800	401,000	366,500	327,800	245,100
66				401,300	367,200	328,200	246,200
67				401,600	367,900	328,900	247,100
68				401,900	368,600	329,700	248,100

69			402,200	368,900	330,500	249,000
70			402,500	369,500	331,200	250,400
71			402,800	370,200	331,900	251,800
72			403,100	370,800	332,600	253,300
73			403,400	371,100	333,100	254,600
74			403,700	371,700	333,700	256,000
75			404,000	372,400	334,200	257,400
76			404,300	373,000	334,800	258,700
77			404,600	373,400	335,100	259,800
78			404,900	373,900	335,600	261,100
79			405,200	374,500	336,000	262,500
80			405,500	375,000	336,500	263,800
81			405,700	375,500	336,900	265,000
82			406,000	376,100	337,400	266,000
83			406,300	376,600	337,900	267,200
84			406,600	376,900	338,400	268,300
85			406,800	377,300	338,700	269,300
86			407,100	377,800	339,100	270,300
87			407,400	378,200	339,600	271,400
88			407,600	378,600	340,000	272,500
89			407,800	379,000	340,300	273,500
90			408,100	379,500	340,700	274,500
91			408,400	379,900	341,200	275,400
92			408,600	380,300	341,600	276,500
93			408,800	380,600	341,800	277,600
94			409,100		342,200	278,600
95			409,400		342,700	279,500
96			409,600		343,100	280,500
97			409,800		343,200	281,100
98					343,700	282,000

99					344,100	282,700
100					344,400	283,600
101					344,700	284,600
102					345,100	285,400
103					345,500	286,200
104					345,900	287,000
105					346,400	287,800
106					346,800	288,300
107					347,200	288,700
108					347,600	289,200
109					348,100	289,300
110					348,500	289,700
111					348,800	289,900
112					349,100	290,300
113					349,600	290,500
114						290,700
115						291,100
116						291,400
117						291,700
118						292,000
119						292,300
120						292,700
121						293,000
122						293,400
123						293,700
124						294,100
125						294,200
126						294,400
127						294,800
128						295,200

129							295,400	
130							295,700	
131							296,100	
132							296,500	
133							296,700	
134							297,000	
135							297,400	
136							297,700	
137							297,900	
138							298,200	
139							298,600	
140							298,900	
141							299,100	
142							299,500	
143							299,900	
144							300,200	
145							300,300	
146							300,600	
147							300,900	
148							301,300	
149							301,500	
150							301,700	
151							302,000	
152							302,300	
153							302,700	
154							302,900	
155							303,200	
156							303,500	
157							303,800	
定年前		440,600	389,500	356,400	314,700	274,200	254,800	214,800

再雇用 短時間 勤務職 員								
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第6（第40条関係）

給料表	職員	加算割合
事務職等給料表	(1) 給料表の職務の等級が1等級である職員	100分の20
	(2) 給料表の職務の等級が2等級又は3等級である職員	100分の15
	(3) 給料表の職務の等級が4等級である職員	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が5等級である職員	100分の5
	(5) 給料表の職務の等級が6等級である職員	100分の3
医療職給料表 (一)	(1) 給料表の職務の等級が1等級又は2等級である職員	100分の20
	(2) 給料表の職務の等級が3等級である職員（理事長が定める職員に限る。）	100分の15
	(3) 給料表の職務の等級が3等級である職員（前号に掲げる職員を除く。）及び給料表の職務の等級が4等級である職員（理事長が定める職員に限る。）	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が4等級である職員（前号に掲げる職員を除く。）及び給料表の職務の等級が5等級である職員（理事長が定める職員に限る。）	100分の5
医療職給料表 (二)	(1) 給料表の職務の等級が1等級である職員	100分の20
	(2) 給料表の職務の等級が2等級又は3等級である職員	100分の15
	(3) 給料表の職務の等級が4等級である職員	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が5等級である職員	100分の5
	(5) 給料表の職務の等級が6等級である職員	100分の3
医療職給料表	(1) 給料表の職務の等級が1等級である職員	100分の20

(三)	(2) 給料表の職務の等級が2等級又は3等級である職員	100分の15
	(3) 給料表の職務の等級が4等級である職員	100分の10
	(4) 給料表の職務の等級が5等級である職員	100分の5
	(5) 給料表の職務の等級が6等級である職員	100分の3

## 別表第7（第45条関係）

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の90
4箇月以上5箇月未満	100分の80
3箇月以上4箇月未満	100分の70
2箇月以上3箇月未満	100分の60
1箇月以上2箇月未満	100分の50
1箇月未満	100分の40
零	零

## 別表第8（第49条関係）

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日